

平成十八年三月三十一日受領  
答弁第一七一号

内閣衆質一六四第一七一号

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の配偶者手当の変遷に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の配偶者手当の変遷に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

配偶者手当の予算計上額については、平成十二年度が二十一億二千七百三十二万五千円、平成十三年度が十九億八千八百八十九万九千円、平成十四年度が十九億八千五百十八万四千円、平成十五年度が十七億七千四百七十二万八千円、平成十六年度が十七億三千九百九十九万四千円及び平成十七年度が十七億四千七百七十九万円である。

配偶者手当の受給者数については、詳細な調査を要するため、お答えすることは困難である。

七について

配偶者手当の支給額については、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）に基づき、予算の範囲内で、適正な額を定めることとしている。